諮問庁：法務大臣
諮問日：平成１８年８月１８日（平成１８年（行情）諮問第２６９号）
答申日：平成１９年１０月２６日（平成１９年度（行情）答申第３０３号）
事件名：福岡刑務所の総合警備システムに係る「支出計算証拠書類」の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

福岡刑務所の総合警備システムに係る支出計算証拠書類（平成１２年度）（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定について，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は，不開示とすることが妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し，福岡矯正管区長（以下「処分庁」という。）が平成１８年５月１８日付け福管総発第２０１号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるものである。

２　審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によれば，おおむね以下のとおりである。

（１）審査請求書の記載

ア　審査請求人が開示を求める部分とは，福岡拘置所が「総合監視卓警備システム及び矯正施設用電気設備工事標準図平成１３年版等に係る非常電鈴装置，総合警備システム操作卓等を含む警備機器等を悪用しては居室内一定箇所で異常音を発生させている部分」と同じ部分である。

イ　審査請求人が求める部分を開示したからといって，法５条４号及び６号に該当するとは言えない。

ウ　原処分は違法で，取り消されるべきであり，開示決定を求める。

（２）意見書の記載

ア　総合警備システムに係る監視カメラの設置台数は，福岡刑務所の物品管理簿・物品出納簿等からも特定でき，いかなる機器，物品等があるのかを確認できる。非常電鈴装置等のその他の警備機器の設置台数は，同所の総合警備システム更新整備完成図書からも特定できる。

イ　総合警備システムについては，メーカーに問い合わせるなどすれば，各機器及びその機能等も紹介・説明されるし，当該メーカーを含む各セキュリティ関連企業のホームページでも広く公にされている。さらに，電気・機械関係，セキュリティ関係の図書・新聞やインターネットを検索すれば，総合警備システム，各機器等の写真，図面等が紹介されている。

ウ　本件対象文書には，「７　完成図書　設置完了後は，設計図書，仕様書，カタログ類及び取扱説明書等は，冊子にして係官の指示部数を提出すること。」と記載されており，「設計図書」，「カタログ類」が存在することは疑いない。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　理由説明書の記載

（１）本件対象文書は，福岡刑務所において，総合警備システムを更新整備した際の支出負担行為に係る関係文書であり，「請求書」，「請求明細書」，「検査調書」，「物品供給契約書」及び「仕様書」から構成されている。

本件対象文書のうち，同所の職員の氏名及び印影を不開示としているところ，当該情報は個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものである。

被収容者の身柄を強制的に収容している刑事施設に勤務する職員の氏名を公にした場合，例えば，被収容者又はその関係者等から，当該職員又はその家族に対し，不当な圧力や中傷，攻撃などが加えられるおそれがあるため，一般に公にされている独立行政法人国立印刷局編職員録（以下「職員録」という。）に登載されている職員の氏名を除き，公表しない取扱いとしている。このように不開示とされた者の氏名は，法５条１号ただし書イに該当しないことから，不開示とすることが妥当である。

（２）次に，「請求書」及び「物品供給契約書」のうち，契約の相手方である企業の振込銀行名，支店名，預金種別，口座番号及び代表者の印影が不開示とされているところ，振込金融機関に関する情報については，法人に関する情報であり，これらを公にすることにより当該法人の権利利

益を害する。また，企業の代表者の印影は，契約行為を始めとする当該企業の経済活動における意思表示の認証としての役割を果たすものであり，これを公にした場合，偽造・悪用され犯罪等に利用されることにより，当該企業の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。したがって，これらの情報は法５条２号イに規定する不開示情報に該当するため，不開示とすることが妥当である。

（３）さらに，本件対象文書のうち，総合警備システムを構成する監視カメラの設置場所，設置台数，機能や総合監視卓の操作方法等が不開示とされている。刑事施設がその責務を果たすためには，自殺，逃走や施設に対する攻撃等による施設機能の妨害又は破壊及び刑の執行に対する妨害等を阻止する必要があるところ，総合警備システムは，こうした刑事施設の保安・警備の要であり，仮に，これらの情報を公にすることとした場合，逃走，自殺等を企図しようとする者にとっては，監視カメラの機能を破壊すること等により，逃走その他の異常事態をじゃっ起させる，又はその発生の危険性を高めるおそれがあり，法５条４号に該当するほか，これら異常事態の発生を未然に防止するため，監視カメラの設置場所の変更を余儀なくされるなど，刑事施設における事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあり，法５条６号にも該当する。

（４）以上のことから，本件対象文書のうち，法５条１号，２号，４号及び６号に係る部分を不開示とした原処分は妥当であり，本件審査請求には理由がないことから，本件審査請求を棄却すべきである。

２　補充理由説明書の記載

本件対象文書中，「検査調書」の「検査に立ち会わせた者の氏名」欄に記載された法務技官の氏名が不開示とされている。

刑事施設では，各職員の覇気を高め，施設全体の高い士気を維持することが，適正な被収容者処遇及び施設の管理運営上，不可欠であるところ，仮に職員の氏名を開示することとした場合，被収容者等からの攻撃等を懸念した職員が職務に消極的になるなどし，その結果，施設の士気の低下を招き，ひいては，施設における適正な職務の遂行に支障を生ずるおそれがあることから，刑事施設の職員の氏名は，法５条６号が規定する不開示情報に該当する。さらに，その結果として，保安事故，職員のろう絡事案等の異常事態が発生するおそれを否定できず，公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがあることから，同条４号が規定する不開示情報にも該当する。

したがって，本来，刑事施設で勤務する職員の氏名については，すべて不開示とすべきとも考えられるものの，当該法務技官の氏名は，職員録に掲載されており，本件対象文書において当該職員の氏名を開示したからといって，法５条４号及び６号に規定される支障を生ずるおそれがないことから，当該職員の氏名については開示すべきである。

第４　調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

①　平成１８年８月１８日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同年１０月１６日　　審査請求人から意見書及び資料を収受
④　同年１１月１日　　本件対象文書の見分及び審議
⑤　平成１９年２月２０日　　審査請求人から補充意見書及び資料を収受
⑥　同年５月２８日　　審査請求人から補充意見書及び資料を収受
⑦　同年７月６日　　諮問庁の職員（法務省矯正局成人矯正課企画官ほか）からの口頭説明の聴取
⑧　同月１８日　　諮問庁から補充理由説明書を収受
⑨　同年９月１９日　　委員の交代に伴う所要の手続の実施，本件対象文書の見分及び審議
⑩　同年１０月２４日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件対象文書について

当審査会において見分したところ，本件対象文書は，福岡刑務所の総合警備システムに係る支出計算証拠書類であり，「請求書」，「請求明細書」，「検査調書」，「物品供給契約書」及び「仕様書」から構成されている。

このうち，原処分において，①職員の氏名及び印影並びに契約の相手方である企業の社員の印影が法５条１号に該当するとして，②契約の相手方である企業の振込銀行名，支店名，預金種別，口座番号及び代表者の印影が法５条２号イに該当するとして，③総合警備システムを構成する監視カメラの設置場所，設置台数，単価，警備機器及び監視卓の機能が法５条４号及び６号に該当するとして，不開示とされている。

審査請求人は，原処分の取消しを求めると主張し，不服の理由を述べているのに対し，諮問庁は，不開示部分のうち，刑事施設の職員の氏名は，本来，すべて法５条４号及び６号該当により不開示とすべきとも考えられるものの，上記①の不開示部分に記載された職員の氏名のうち，「検査調

書」中の「検査に立ち会わせた者の氏名　法務技官」については，職員録にその氏名が掲載されており，当該職員については公表慣行があるものと認められ，開示すべきと補充説明しているが，その余の部分については，なお不開示とすべきとしているので，以下，諮問庁がなお不開示とすべきであるとする部分について，不開示情報該当性を検討する。

2　本件対象文書の不開示情報該当性について

（１）職員の印影について

本件対象文書のうち，「請求書」においては，福岡刑務所職員の印影が不開示とされている。

当該部分について，諮問庁は，当該職員に係る法５条１号の個人識別情報であり，また，刑事施設で勤務する職員の印影に記載された氏名を公にした場合，被収容者等からの攻撃等を懸念した職員が職務に消極的になるなどし，施設の士気の低下を招き，施設における適正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがあることから，法５条６号の不開示情報に該当する旨，また，保安事故，職員のろう絡事案等の異常事態が発生するおそれを否定できず，公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがあることから，同条４号の不開示情報にも該当する旨説明しているので，この点について検討する。

一般に，刑事施設で勤務する職員は，その職務の性格上，その氏名が被収容者等に知られた場合，当該被収容者等から攻撃やろう絡を受けるおそれが高まることになるとの説明は，十分に首肯できるものであると認められる。また，当審査会において当時の職員録を確認したところ，当該部分に係る職員の氏名は掲載されていないことが認められる。

以上のことからすると，当該部分を開示した場合，そのことによって，当該職員に対する攻撃やろう絡がされるおそれが高まり，ひいては公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるから，当該部分は法５条４号に該当するので，当該職員に係る同条１号及び６号該当性について検討するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

（２）契約の相手方である企業の社員の印影について

本件対象文書のうち，「請求書」においては，契約の相手方である企業の社員の印影が不開示とされている。

当該部分について，諮問庁の口頭説明によれば，当該社員の氏名に公表慣行はなく，また，本件において，当該社員の印影の公表慣行が氏名と異なるとすべき特段の事情もないとのことである。当該社員の印影は，個人の氏名が記されていることから，個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものと認められる。また，不開示とされ

た印影は，いずれもその押捺状況等に照らし，印影それ自体に公表慣行があるとは認められないから，法５条１号ただし書イに該当しない。その他同号ただし書ロ及びハに該当するとする事情も存しないことから，当該社員の印影は，同号の不開示情報に該当すると認められる。

（３）契約の相手方である企業の振込銀行名，支店名，預金種別及び口座番号について

本件対象文書のうち，「請求書」においては，契約の相手方である企業の振込銀行名，支店名，預金種別及び口座番号が不開示とされている。

当該部分について，諮問庁は，振込金融機関に関する情報については，法人に関する情報であり，これを公にすることにより当該法人の権利利益を害すると説明している。

法人の預金口座に係る振込銀行名，支店名，預金種別及び口座番号（以下「口座番号等」という。）の情報は，法人に関する情報であって，一般的には，取引相手方等に，当該法人の業務上必要な範囲で明らかにされているものの，本来は，いわゆる内部管理情報として，その開示の可否及び範囲を自ら決定することができる性質のものと考えられる。

当審査会において，事務局職員をして，諮問庁を通じ当該法人に特定支社で使用している口座番号等の取引先への開示状況を確認させたところによれば，官公庁など口座振込により決済する取引先に対してのみ請求書に口座番号等を記載しているが，現金払や小切手払により決済する取引先に対しては請求書に口座番号等を記載することはしていないとのことである。

このような当該口座番号等の取引先への開示状況を勘案すれば，本件における口座番号等は，取引上の内部管理情報としてみだりに外部に知らせるべき性格の情報ではないと認められ，当該情報を開示した場合，特定法人の正当な利益を損なうおそれがあるものと認められる。

以上のことから，特定法人の口座番号等は，公にすることにより，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるので，法５条２号イの不開示情報に該当すると認められる。

（４）契約の相手方である企業の代表者の印影

本件対象文書のうち，「請求書」及び「物品供給契約書」においては，契約の相手方である企業の代表者（支社長）の印影が不開示とされている。

当該部分について，諮問庁は，企業の代表者の印影は，契約行為を始めとする当該企業の経済活動における意思表示の認証としての役割を果たすものであり，これを公にした場合，偽造・悪用され犯罪等に利用されることにより，当該企業の権利，競争上の地位その他正当な利益を害

するおそれがあると説明している。

特定法人の特定支社長の印影について見分したところ，その形状は，記載事項の内容が真正であることを認証し得るものである。また，当審査会において，事務局職員をして，諮問庁を通じ当該法人に当該支社長印の利用実態・管理状況を確認させたところによれば，当該支社長印は，本件請求書のような重要書類に押印するものとして利用されており，当該支社で厳重に保管・管理されているとのことである。

したがって，当該印影を秘匿することについて，当該法人は正当な利益を有するものであって，公にすることにより，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるので，法５条２号イの不開示情報に該当すると認められる。

（５）総合警備システムを構成する監視カメラの設置場所，設置台数，単価，警備機器及び監視卓の機能

本件対象文書のうち，「請求明細書」及び「仕様書」においては，総合警備システムを構成する監視カメラの設置場所，設置台数，単価並びに警備機器及び監視卓の機能が不開示とされている。

当該部分について，諮問庁は，総合警備システムは，刑事施設の保安・警備の要であり，これらを公にすることとした場合，逃走，自殺等を企図しようとする者にとっては，監視カメラの機能を破壊すること等により，逃走その他の異常事態をじゃっ起させる，又はその発生の危険性を高めるおそれがあるほか，これら異常事態の発生を未然に防止するため，監視カメラの設置場所の変更を余儀なくされるなど，刑事施設における事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあると説明している。

なお，諮問庁は，監視カメラの合計金額を既に開示しており，更にその単価を開示すると設置台数が算出されてしまうので，単価についても不開示とすべきと説明している。

ア　福岡刑務所は，他の刑事施設と同様に，適正かつ迅速な裁判の実現及び刑の適正な執行のため，被収容者を拘禁し，必要な処遇を行うこと等をその業務としている。このような刑事施設の業務の性格から，一般に刑事施設においては，被収容者の逃走の危険性が常に存在し，また，刑事施設を攻撃し，被収容者の身柄の奪取や逃走の援助を企図する者が時として存在し得ることも否定できないものと認められる。そして，このような事態の発生は，社会に極めて大きな不安と動揺をじゃっ起するのみならず，公訴の維持及び刑の執行に重大な影響を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって，刑事施設を管理する行政機関の長としては，これらの事態の発生を未然に防止するよう努めることは当然のことと考えら

れ，保安・警備用のシステムである総合警備システムに関する情報が，逃走を試みる者あるいは刑事施設への攻撃や逃走の援助等を企図する者に取得された場合には，このような事態が生じる可能性が高くなるおそれがあるものと認められる。

イ　当該部分には，総合警備システムを構成する警備機器の設置場所・設置台数や警備機器及び監視卓の機能に関する情報が記載されており，これらを開示した場合には，当該システムの正常な動作への妨害，当該システムの破壊が可能な手順や方法を推測させるおそれがあることは否定できないものと考えられる。

ウ　法５条４号は，特に，「行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」ことを不開示情報の一つの要件として規定している。その趣旨は，当該情報の性質上，開示・不開示の判断に，刑の執行等に関する将来の予測をも前提とした専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから，同号に規定する不開示情報に該当するかどうかについての行政機関の長の判断を尊重し，その判断が合理性を持つものとして許容される限度内のものであるか否かという観点から審理するのが適当であるとされたものである。そして，上記ア及びイで述べた事情によれば，行政機関の長が本件対象文書の不開示部分を公にすることにより刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとした判断は不合理なものとは言えず，総合警備システムを構成する警備機器の設置場所・設置台数や警備機器及び監視卓の機能に関する情報は，法５条４号に規定する相当の理由がある情報に該当するものと認められる。

エ　なお，諮問庁は，法５条６号にも該当するとしているが，上記ウのとおり，当該部分は同条４号に該当すると認められるため，同条６号については判断するまでもない。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その一部を法５条１号，２号イ，４号及び６号に該当するとして不開示とした決定については，諮問庁が同条１号，２号イ，４号及び６号に該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は，同条１号，２号イ及び４号に該当すると認められるので，同条６号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当であると判断した。

（第１部会）

委員　大喜多啓光，委員　村上裕章，委員　吉岡睦子